

JAありだ は、特に **こんなこと** を重点に取り組んでいます。

【営農指導事業】

- ① 高品質果実連年生産対策
 - ・営農助成金の充実 柑橘の品質向上対策助成金を拡大しました。(H29年度 2,450万円)
 - ・AQ選果場では、園地毎の選果データ(果実の内容分析)を元に、経営改善に向けた個人面談を実施しました。(対象者 1,200名)
- ② 生産基盤対策(農地流動化対策)
 - ・耕作放棄地を無くすとともに、担い手への経営面積拡大のため、農地の貸借斡旋に取り組みました。(H28、29年度 41件、約10ha)
- ③ 担い手対策
 - ・新規就農者、農業後継者の農業技術習得を目的とし、農業塾を開催しています。
 - ・新規就農者に対する設備資金の支援助成金の活用を推進しました(16名利用)



地域農業の振興と 農業所得向上への挑戦



【販売事業】

販売力強化対策

- ・AQ3選果場のハウスみかんや伊予柑及びセミノール等少量8品種について一元集出荷販売(一つの選果場で集荷⇒出荷⇒販売)を実施し、荷造りコストの低減と安定した出荷計画により農業所得向上に繋がりました。
- ・果実の共同選果場の施設整備を順次更新し、選別センサーや糖度酸度センサーを導入して販売を強化しました。
- ・機能性食品表示制度について取組継続しています。
- ・山椒の一元販売を実施しました。また、山椒加工施設の設置により付加価値を付けることで有利販売に繋がりました。
- ・有田みかんの輸出事業としてシンガポール、台湾、香港等への販路開拓に取り組みました。

【購買事業】

① 仕入機能の強化

- 3AQ選果場の肥料を統一し品目集約を行うことで、仕入対応を強化し価格を引き下げました。また、JA全体でも肥料銘柄の集約を進めています。
- 水稻肥料は、追肥を省略できる一発肥料で省力化を勧めるとともに、県下JA統一による価格低減をはかりました。(13%コスト削減)
- 肥料・農薬等生産資材供給高に対し、毎年奨励措置(価格還元)を実施しています。(28年度農薬で2億円)

② 買い物困難者への対応

- 地域見守りも兼ね、買い物困難者への対応として、移動販売車を導入しました。



【信用事業】

① 融資対策

- 担い手農業者の就農を支援するための「新規就農者応援資金」の取扱いを開始しました。
- 農業設備購入の負担軽減のため「農業振興資金」の金利引き下げを行いました。

② 定期貯金でみかん応援

- 「有田みかん応援定期」を実施し、運用益の一部を子供達が有田みかんに対する理解を深めたり、消費拡大に繋がるために活用しました。



**自己改革を実践し、
JAは地域と共に。**

J Aグループでは、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を目標に、地域農業の振興や地域づくりに向けた自己改革に取り組んでいます。

そこで、組合員の皆様に、現在取り組んでいる自己改革に対する評価をお伺いして、より一層皆様の期待に応え、魅力ある地域の農業や暮らしを支えるJ Aとなれるよう、アンケートを実施することにしました。

なお、政府は、平成33年3月までに、自己改革の実施状況等を調査し、改革の進捗状況によっては、J A事業の分割（信用事業の分離）や准組合員の事業利用の規制などを検討するとしており、組合員の皆様の評価が、今後、政府が行う准組合員の事業利用規制のあり方の検討に向けても重要となります。

○「自己改革」とは？

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」などを目標として、地域農業の振興や地域づくりに向けた、それぞれのJ Aの取り組みです。

この取り組みを通じて、農家の皆様にも、地域の皆様からも、今まで以上に必要とされるJ Aづくりを目指しています。

※J Aありだの「自己改革」の内容は、主なものを中のページに記載しています。

○ 総合事業とは？

組合員の皆様の営農や暮らしのあらゆる面でお役に立てるよう、営農指導事業や販売事業などの農業関連事業のほか、信用事業や共済事業、Aコープやガソリンスタンド、介護事業などの生活関連事業、さらにファーマーズ・マーケットなどの運営も行う総合的な事業を行うことです。

○ 総合事業はなぜ必要なのか？

農家の営農活動と暮らしを総合的にサポートするため、農業分野だけでなく暮らしを支える事業も行なっています。

営農指導はその事業自体では収益を生まないなど農業関連事業の収支は厳しいため、信用事業や共済事業など総合事業全体の収支の中で、営農指導員の配置や農業施設への投資を実現できるのです。

○ 准組合員制度とは？

J Aは農家だけでなく、農業をしていなくても、地域にお住まいの方なら誰でも、出資していただくことで組合員になっていただけます。

農家組合員のことを正組合員、非農家の組合員のことを准組合員と呼んでいます。

○ 准組合員制度はなぜ必要なのか？

J Aでは、農家の営農活動と暮らしを総合的にサポートするため、農業分野だけではなく、暮らしに関わるいろいろな事業を実施しています。

暮らしをサポートすることは、農家の方に限られたものではないため、地域の方にも組合員となっただけ、事業を利用いただいています。

准組合員の事業利用が制限されると、信用事業や共済事業のほか、Aコープやガソリンスタンド、介護事業などの事業をご利用いただけなくなります。

特に、移動購買車を巡回させて、高齢者の見守り活動を兼ねて日常生活に必要な物資を供給し地域の暮らしをサポートしていますが、これらの事業が利用していただけなくなることも考えられます。